

タクシー運賃改定のお知らせ（2020年2月1日より適用）

平素は、タクシーをご利用くださりまして、誠にありがとうございます。

2020年2月1日より、大阪のタクシーは従来の初乗距離2Kmを1.7Kmに、深夜早朝割増の適用開始時刻を労働基準法に基づき23時から22時に変更して、タクシー運賃を改定いたします。

1995年12月以来、消費税率引き上げに伴い運賃を3度改定いたしましたが、本運賃の価格は24年間据え置けてきました。

しかし近年、経営難と運転者不足が深刻化しておりますとともに、この24年間で大阪府の最低賃金は約1.5倍に上がっており、併せてLPガス及びガソリン価格も上昇しています。

つきましては、今後ともタクシーサービスの向上に鋭意努力して参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今回の運賃改定により、「小型車」、「中型車」の区分が廃止され、「普通車」となり、運賃は次のとおりとなります。

● タクシー運賃

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗り運賃 (1.7Km)	加算運賃	
上限運賃	680円	241m 80円	1分30秒 80円
B運賃	670円	245m 80円	1分30秒 80円
C運賃	660円	248m 80円	1分30秒 80円
D運賃	650円	252m 80円	1分35秒 80円
E運賃	640円	256m 80円	1分35秒 80円
下限運賃	630円	260m 80円	1分35秒 80円

（初乗距離を短縮する場合）

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗距離	初乗り運賃	加算運賃	
上限運賃	1.459Km	600円	241m 80円	1分30秒 80円
B運賃	1.455Km	590円	245m 80円	1分30秒 80円
C運賃	1.452Km	580円	248m 80円	1分30秒 80円
D運賃	1.448Km	570円	252m 80円	1分35秒 80円
E運賃	1.444Km	560円	256m 80円	1分35秒 80円
下限運賃	1.440Km	550円	260m 80円	1分35秒 80円